

■登録自動車(普通車)一覧表

登録種別 必要書類	移転登録	変更登録	永久抹消	一時抹消	解体届	新規登録	車検証再交付	番号変更	ナンバー再交付
自動車検査証	●	●	●	●			● 紛失の場合除く	●	●
実印	●	● (認印可)	●	●	●	●	● (認印可)	● (認印可)	
譲渡証明書 (旧所有者の実印の押印)	●					● 中古車のみ			
旧所有者の印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)	●								
旧所有者の委任状(実印の押印) ※代理人が手続きする場合	●								
所有者の印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)	●		●	●		●			
所有者の委任状(実印の押印) ※代理人が手続きする場合	●	●	●	●	●	●		● 認印可	
使用者の住民票等(発行後3ヶ月以内のもの) ※新所有者と新使用者が異なる場合	●	●				●			
使用者の委任状(認印の押印) ※代理人が手続きする場合	●	●				●	●		
自動車保管場所証明書(車庫証明書) (発行後1ヶ月のもの)	●	●				●			
確認書類 個人・・・戸籍抄本謄本(姓の変更)、住民票(住所変更)、印鑑証明書(新規登録) 法人・・・商業登記簿謄本等		●				●	●		
リサイクル券の「移動報告番号」及び「解体報告がなされた日」			●		●				
ナンバープレート			●	●				● 破損・棄損の時	● 新しいナンバーを受取る時に持参
完成検査終了証						● 新車のみ			
登録識別情報等通知書または一時抹消登録証明書					●	● 中古車のみ			
中古車の場合 ・合格印のある自動車検査票 ・有効な自動車予備検査証 ・有効な保安基準適合証のいずれか						●			
理由書 (使用者または所有者の押印)							●	● 盗難・遺失の時	
車の持込	● ナンバー変更が無い時不要	● ナンバー変更が無い時不要				●		●	● 後面的場合
印紙代	500円	350円		350円		2200円～	300円		
ナンバー代	● ナンバー変更を伴う時必要	● ナンバー変更を伴う時必要				●		●	●

ナンバー代	ペイント		字光式	
	1枚	1組	1枚	1組
中型	740円～	1480円～	1460円～	2920円～
大型	980円～	1960円～	2700円～	5400円～

※県によってナンバー料金は若干異なります。

■軽自動車一覧表

登録種別 必要書類	移転登録	変更登録	解体返納	返納	解体届	新規登録	車検証再交付	番号変更	ナンバー再交付
自動車検査証	●	●	●	●			● 紛失の場合を除く	●	● コピー可
印鑑(認印可)	●	●	●	●	●	●	●	●	
譲渡証明書						● 新車の場合			
確認書類(変更内容が分かるもの) 個人・戸籍抄本謄本(姓の変更)、住民票(住所変更)	●	●				● コピー可			
印鑑証明書(新規登録)									
法人・・・商業登記簿謄本等									
申請依頼書(認印可) ※代理人が手続きする場合	●	●	●	●	●	●	●	●	
車両番号未処分理由書 (所有者または使用者の押印)								● 盗難・遺失の時	
ナンバープレート	● 変更が無い時不要	● 変更が無い時不要	●	●				● 棄損・破損の時	● 新しい番号を受取る時に持参
完成検査終了証						● 新車の場合			
自動車検査証返納証明書					●	● 中古車の場合			
予備検査証						● 予備車検を受けた場合			
軽自動車検査票						● 持込で検査する場合			
リサイクル券の「移動報告番号」及び「解体報告がなされた日」			●		●				
印紙代						2500円	300円		
ナンバー代 ペイント 字光式						1480円～ 2920円～			1枚 740円～ 1枚 1460円～

※新規登録の印紙代には検査証紙代も含まれています。

※永久抹消登録受けた日の翌日の時点で車検の残存期間が1ヶ月以上残っている自動車は、自動車重量税の還付申請を行うことができますので次のものをご用意ください。

- ・振込先の金融機関名、支店名、口座種類、口座番号
- ・代理人申請の場合は代理人の印鑑
- ・還付金を代理受領する場合は委任状が必要です。(所有者の押印が必要)

※所有者が違う場合(ローン会社、ディーラー等)、所有者の委任状が必要となります。この時、所有者の名前、住所に変更がある場合、同時に所有者の変更登録も行わなければなりません。(所有者の住民票の除票、戸籍の附表、商業登記簿謄本、登記事項証明書等が更に必要。車検証の所有者の住所或いは氏名も、今回新しい住所或いは氏名に変わります。)

※住所を転々とした場合、車検証の住所から現住所までのつながりのわかるすべての書類(住民票の除票・戸籍の附票など)が更に必要になります。

※結婚等で姓が変わっている場合も、車検証の名前から現在の名前までのつながりのわかるすべての書類(戸籍謄本抄本等)が更に必要になります